

2022年9月1日

お客様各位

西京信用金庫

「キャッシュカード」による他行・他金庫・コンビニATMの
一部出金限度額設定について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、ご高齢のお客様からキャッシュカードをだまし取り、コンビニATM等から現金を引き出す「カード詐欺」等の特殊詐欺が増加しております。

当金庫では、このような特殊詐欺等による被害を最小限にとどめるため、下記のとおり、提携金融機関ATM（他行・他金庫・コンビニ）における当金庫キャッシュカードによる一部出金限度額を設定させていただきます。

大変ご不便をお掛けいたしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

当金庫のキャッシュカードを保有するお客様のうち、
75歳以上のお客様で、
過去1年間に提携金融機関ATM（他行・他金庫・コンビニ）での当金庫キャッシュカードによる現金引き出しがないお客様

2. 利用制限の内容

当金庫キャッシュカードによる現金の引き出しをする場合は、
提携金融機関ATM（他行・他金庫・コンビニ）による1日あたりの引き出し限度額は10万円となります。（当金庫ATMで現金を引き出す場合には、今回の出金限度額は設定しておりません。）

3. 対応開始日

2022年10月3日（月）より

4. その他

一部出金限度額設定の解除をご希望されるお客様は、お手数をお掛けいたしますが、本人確認書類（写真付き身分証明書）とキャッシュカードをご持参の上、当金庫の窓口（平日午前9時～午後3時）へお申し出願います。

以上